



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次

○ 告示

- 91 平成20年度調理師試験の実施 (生活衛生課)
- 92 平成20年度製菓衛生師試験の実施 (")
- 93 生活保護法による指定介護機関の廃止 (福祉保健総務課)
- 94 生活保護法による介護機関の指定 (")
- 95 生活保護法による指定介護機関の変更 (")
- 96 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要 (商工振興課)
- 97 土地改良事業施行協議の適否決定等 (農村計画課)
- 98 家畜伝染病予防法による監視伝染病の発生を予防するための注射の実施 (畜産課)
- 99 保安林の皆伐面積の公表 (森林整備課)
- 100 道路の区域変更 (道路保全課)
- 101 新道路の供用開始 (")
- 102 平成20年度南紀白浜空港警備業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (振興課)

○ 公告

- 入札公告 (広報室)
- " (")
- " (振興課)

告 示

和歌山県告示第91号

調理師法 (昭和33年法律第147号) 第3条の2第1項の規定による平成20年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成20年2月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 試験実施日時及び場所

- (1) 日時 平成20年6月18日 (水) 午後1時から午後3時30分まで

(2) 場所

試 験 場	所 在 地
県民交流プラザ和歌山ビッグ愛	和歌山市手平2丁目1-2
橋本商工会館	橋本市市脇1丁目3-18
和歌山県立情報交流センターBig-U	田辺市新庄町3353-9
那智勝浦町体育文化会館	東牟婁郡那智勝浦町大字天満441-8

2 試験科目

食文化概論、衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学及び調理理論

3 受験願書の提出期間及び提出先

(1) 提出期間

平成20年4月21日 (月) から平成20年4月28日 (月) まで (土曜日及び日曜日を除く。) の午前10時から午後5時まで

(2) 提出先

県外居住者にあつては和歌山県環境生活部食の安全局生活衛生課に、県内居住者にあつては居住地を管轄する保健所 (新宮保健所串本支所を含む。) に提出すること。

4 試験手数料

6,100円 (和歌山県証紙を受験願書の所定の欄にはり付けること。)

5 合格発表

(1) 発表日時

平成20年7月14日 (月) 午前10時から

(2) 発表場所

和歌山県庁北別館掲示板及び各保健所 (新宮保健所串本支所を含む。)

(3) その他

和歌山県ホームページ (<http://www.pref.wakayama.lg.jp/>) においても発表するとともに、合格者には合格証書を郵送する。

6 得点の開示

個人の科目別得点及び総合得点を次のとおり本人に限り開示する。

(1) 期間

平成20年7月14日 (月) から平成20年8月14日 (木) まで (土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日を除く。) の午前10時から午後5時まで

(2) 場所

和歌山県環境生活部食の安全局生活衛生課及び各保健所 (新宮保健所串本支所を含む。)

(3) 持参品

次に掲げるものを持参すること。

ア 受験票又は合格証書

イ 運転免許証等本人であることを証明する書類

7 その他

受験手続等について不明の点は、和歌山県環境生活部食の安全局生活衛生課（電話番号073-441-2624又は2620）又は最寄りの保健所（新宮保健所申本支所を含む。）に問い合わせること。

和歌山県告示第92号

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第1項の規定により、平成20年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

平成20年2月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 試験実施日時及び場所

(1) 日時 平成20年6月18日（水）午後1時から午後3時30分まで

(2) 場所

試 験 場	所 在 地
県民交流プラザ和歌山ビッグ愛	和歌山市手平2丁目1-2
橋本商工会館	橋本市市脇1丁目3-18
和歌山県立情報交流センターBig-U	田辺市新庄町3353-9
那智勝浦町体育文化会館	東牟婁郡那智勝浦町大字天満441-8

2 試験科目

衛生法規、公衆衛生学、食品学、食品衛生学、栄養学、製菓理論及び製菓実技

3 受験願書の受付期間及び提出先

(1) 受付期間

平成20年4月21日（月）から平成20年4月28日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前10時から午後5時まで

(2) 提出先

和歌山市居住者又は県外居住者にあつては、和歌山県環境生活部食の安全局生活衛生課に、その他の地域に居住する者にあつては居住地を管轄する県立保健所（新宮保健所申本支所を含む。）に提出すること。

なお、郵送による場合は、平成20年4月28日（月）までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 試験手数料

9,400円（和歌山県証紙を受験願書にはり付けること。）

5 合格発表

(1) 発表日時

平成20年7月14日（月）午前10時から

(2) 発表場所

和歌山県庁北別館掲示板及び各県立保健所（新宮保健所申本支所を含む。）

(3) その他

和歌山県ホームページ（<http://www.pref.wakayama.lg.jp/>）においても発表するとともに、合格者には合格証書を郵送する。

6 得点の開示

個人の科目別得点及び総合得点を次のとおり本人に限り開示する。

(1) 期間

平成20年7月14日（月）から平成20年8月14日（木）まで（土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前10時から午後5時まで

(2) 場所

和歌山県環境生活部食の安全局生活衛生課及び県立保健所（新宮保健所申本支所を含む。）

(3) 持参品

次に掲げるものを持参すること。

ア 受験票又は合格証書

イ 運転免許証等本人であることを証明する書類

7 その他

受験手続等について不明の点は、和歌山県環境生活部食の安全局生活衛生課（電話番号073-441-2624又は2620）又は最寄りの県立保健所（新宮保健所申本支所を含む。）に問い合わせること。

和歌山県告示第93号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定により指定した介護機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成20年2月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社家具ノ谷沢	和歌山市鷺ノ森西ノ丁25	テイコク	有田市千田317-2	福祉用具貸与	平成19.12.31

和歌山県告示第94号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定により介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づ

き、次のとおり告示する。

平成20年2月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
殿最圭祐	紀の川市北志野374	みふく薬局粉河店	紀の川市粉河420-2	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成20.1.10
田端康久	紀の川市打田1241	田端薬局	紀の川市打田1241	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成19.12.27
医療法人岡整形外科	紀の川市桃山町市場383-1	岡整形外科デイケア丘のうえ	紀の川市桃山町市場383-1	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	平成19.12.1
医療法人岡整形外科	紀の川市桃山町市場383-1	岡整形外科	紀の川市桃山町市場383-1	訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導・介護予防訪問看護・介護予防訪問リハビリテーション・介護予防居宅療養管理指導	平成19.12.1
大木原忠司	田辺市新庄町437-22	新庄薬局	田辺市新庄町437-22	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成19.12.19

和歌山県告示第95号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定により指定した介護機関の変更について届出があったので、

同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成20年2月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	変更事項（指定事業所の名称）		指定事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
		旧	新			
株式会社グレイトホーム	有田市糸我町西43-3	グループホームひまわりの郷	グループホームいとが	有田市糸我町西43-3	認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	平成19.12.31

和歌山県告示第96号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成20年2月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）スーパーエバグリーン四ヶ郷店

和歌山市加納字新白297番1 ほか

2 意見の概要

（1）廃棄物の集積場所については、悪臭や飛散に十分注意し、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう配慮してください。

また、廃棄物の減量及びリサイクルに努め、分別収集にご協力願います。

（2）騒音規制法、振動規制法及び和歌山県公害防止条例を遵守し、周辺環境に極力影響を与えないよう努力してください。

3 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市まちづくり局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23）

4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成20年2月1日～平成20年3月3日

時間帯 午前9時30分～午後5時

和歌山県告示第97号

みなべ町営土地改良事業（区画整理事業瓜谷地区）の施行協議については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により当該協議を適当と決定したので、同法第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、この旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

平成20年2月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 縦覧に供する書類

- (1) 土地改良事業計画書の写し
- (2) 条例の写し

2 縦覧期間

平成20年2月4日から平成20年3月3日まで

3 縦覧場所

みなべ町役場

和歌山県告示第98号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定に基づき家畜の所有者に対し、その所有する家畜について監視伝染病に関する家畜防疫員の注射を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項において準用する同法第5条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成20年2月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 実施の目的

炭疽病発生予防のため

2 実施する区域

海南市

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛

4 実施の期間

平成20年3月1日から平成20年3月31日まで

5 検査の方法

炭疽予防液（無莢膜弱毒株）を皮下注射する。

和歌山県告示第99号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、平成20年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度たる面積を次のとおり公表する。

平成20年2月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度たる面積 (ヘクタール)
紀南地域水源かん養保安林	3,579.77
紀中地域水源かん養保安林	1,530.67
紀北地域水源かん養保安林	335.22
紀南地域土砂流出防備保安林	805.32
紀中地域土砂流出防備保安林	362.32
紀北地域土砂流出防備保安林	413.99
紀南地域干害防備保安林	9.28
紀中地域干害防備保安林	7.18
紀北地域干害防備保安林	15.72
和歌山県全域保健保安林	156.28

和歌山県告示第100号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年2月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般県道

2 路線名 上万呂北新町線

区 間	新 旧 の 別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市下万呂裏代 524番1地先から同 市下万呂裏代945 番13地先まで	新	3.00 ～ 5.00	56.00	

和歌山県告示第101号

平成20年和歌山県告示第100号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成20年2月1日から供用を開始する。

平成20年2月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第102号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、平成20年度南紀白浜空港警備業務に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を定めるとともに、当該資格を審査するために必要な事項を次のように公示する。

平成20年2月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

平成20年度南紀白浜空港警備業務

(2) 契約期間

契約日から平成21年3月31日まで

(3) 業務委託期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、平成20年2月1日（金）現在において、次の要件を全て満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。

(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

- (4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始がなされていない者であること。
- (6) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の認定を受けている者であること。
- (7) 警備業法に基づく施設警備業務に係る1級検定合格警備員を4名以上及び施設警備業務に係る2級検定合格警備員を4名以上確保している者であること。
- (8) 和歌山県が定める仕様書に基づき、施設警備業務に係る1級検定合格警備員1名及び施設警備業務に係る2級検定合格警備員1名の計2名を常時配置できる者であること。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
- (1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
- ア 競争入札参加資格審査申請書
- イ 営業概要書
- ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書
- エ 印鑑証明書
- オ 直近2年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色又は白色申告書の写し）
- カ 使用印鑑届
- キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で、発行後3か月を経過していないもの
- (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
- (イ) 和歌山県が課する県税全税目
- (ウ) 直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあっては、直近1年度分の市町村民税）
- ク 誓約書
- ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
- コ 施設警備業務に係る1級検定合格警備員・2級検定合格警備員及び配置予定者名簿
- サ 同種又は類似施設の警備受託実績
- シ 組織概要書
- (2) (1) のイからクまでに掲げる申請書類については、平成20年2月1日（金）時点で既に和歌山県が行う指名競争入札等参加申請の審査を経て、現に有効な指名競争入札等登録参加通知書を交付されている者にあっては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。
- (3) (1) のア、イ、カ及びクからサまでに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成20年2月1日（金）

から平成20年2月12日（火）までの和歌山県の休日を含める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

- (4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成20年2月12日（火）までの間に和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所に対して電話又は書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成20年2月1日（金）から平成20年2月12日（火）までの休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類は持参により提出するものとする。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所

和歌山県西牟婁郡白浜町2926番地

郵便番号 649-2211

電話番号 0739-42-2348（直通）

ファクシミリ番号 0739-42-3251

6 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書を平成20年2月18日（月）までに郵送により送付する。

8 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、平成20年2月27日（水）までに書面により求めるものとする。

(3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明については、平成20年3月4日（火）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

公 告

入 札 公 告

平成20年度「県民の友」への広告掲載について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年2月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 入札に付する事項

(1) 名称 平成20年度「県民の友」への広告掲載 (2) 掲載紙面 平成20年5月号から平成21年4月号まで 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項 平成18年和歌山県告示第168号に規定する和歌山県が求める広告掲載の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有すること。 3 契約条項を示す場所及び期間 (1) 場所 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館3階 和歌山県広報室 (2) 期間 平成20年2月1日（金）から平成20年2月22日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで 4 仕様書を交付する場所及び期間等 (1) 場所 3の（1）に同じ。 (2) 期間 3の（2）に同じ。 (3) （1）及び（2）の規定により交付する仕様書に対して質問がある者は、平成20年3月3日（月）午後5時までの間に和歌山県広報室に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。 5 入札説明書を交付する場所及び期間等 (1) 場所 3の（1）に同じ。 (2) 期間 3の（2）に同じ。 (3) （1）及び（2）の規定により交付する入札説明書に対して質問がある者は、平成20年3月3日（月）午後5時までの間に和歌山県広報室に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。 6 入札執行の場所及び日時等 (1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。 ア 入札場所 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁1階総務事務集中課入札室 イ 入札日時 平成20年3月7日（金）午後1時30分から ウ 開札場所 アに同じ。 エ 開札日時 イに同じ。	(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。 (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便で平成20年3月7日（金）午前9時までに和歌山県広報室へ必着するように行わなければならない。 7 入札方法 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 8 入札保証金に関する事項 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。 (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。 (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。 9 契約保証金に関する事項 (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。 (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。 10 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者及び入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。 なお、本県より入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。 11 入札執行方法の細目 (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するものとする。 (2) この入札の開札には、和歌山県広報室の職員が立ち
--	--

会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格以上の額で、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県広報室の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で、6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県広報室

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館3階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2032

ファクシミリ番号 073-423-9500

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

入 札 公 告

県ホームページ「和歌山県情報館」へのバナー広告掲載について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年2月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 入札に付する事項

(1) 名称

平成20年度県ホームページ「和歌山県情報館」へのバ

ナー広告掲載

(2) 掲載時期

平成20年5月1日から平成21年4月30日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成18年和歌山県告示第168号に規定する和歌山県が求める広告掲載の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館3階

和歌山県広報室

(2) 期間

平成20年2月1日（金）から平成20年2月22日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

4 仕様書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

(3) (1) 及び (2) の規定により交付する仕様書に対して質問がある者は、平成20年3月3日（月）午後5時までの間に和歌山県広報室に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

(3) (1) 及び (2) の規定により交付する入札説明書に対して質問がある者は、平成20年3月3日（月）午後5時までの間に和歌山県広報室に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

6 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁1階総務事務集中課入札室

イ 入札日時

平成20年3月7日（金）午後2時30分から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 前項の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本

県より入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便で平成20年3月7日（金）午前9時までに和歌山県広報室へ必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者及び入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県広報室の職員が立ち会うものとする。

- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格以上の額で、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に係りのない和歌山県広報室の職員にくじを引かせるものとする。

- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で、6の（1）に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県広報室

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館3階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2034

ファクシミリ番号 073-423-9500

- (2) この入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

入 札 公 告

平成20年度南紀白浜空港警備業務について、次のとおり一般競争入札（以下「競争入札」という。）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年2月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 競争入札に付する事項

- (1) 事業年度及び役務番号

平成20年度空港委託第2-2号

- (2) 調達役務の名称

南紀白浜空港警備業務

(3) 調達役務の仕様等

仕様書による。

(4) 調達役務の場所

和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所が指定する場所

(5) 契約期間

契約日から平成21年3月31日まで

(6) 業務委託期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成20年和歌山県告示第102号に規定する平成20年度南紀白浜空港警備業務に係る競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県西牟婁郡白浜町2926番地 南紀白浜空港内
和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所

(2) 期間

平成20年2月1日（金）から平成20年2月12日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後5時まで

4 仕様書等を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) (1) 及び (2) の規定により交付する仕様書等に対して質問がある者は、平成20年2月12日（火）午後5時までの間に和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所に対して電話又は書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) (1) 及び (2) の規定により交付する入札説明書に対して質問がある者は、平成20年2月27日（水）午後5時までの間に和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所に対して電話又は書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。上記の質問に対する回答は、平成20年3月3日（月）までに行う。

6 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山県西牟婁郡白浜町2926番地

南紀白浜空港ターミナルビル1階 スカイルーム

イ 入札日時

平成20年3月7日（金）午後2時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便で平成20年3月7日（金）正午までに和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所へ必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者及び入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、

無効とする。

なお、本県より入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載する
とおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県県土整備部南紀白浜空
港管理事務所の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予
定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みを
した者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある
ときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決
定するものとする。この場合において、当該入札者のう
ち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があると
きは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌
山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所の職員にくじを
引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札が
ないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合におい
て、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までと
する。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合に
おいて、郵送による入札を行った者で、6の(1)に規定
する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以
降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称
及び所在地は、次のとおりとする。
 - ア 名称
和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所
 - イ 所在地
和歌山県西牟婁郡白浜町2926番地 南紀白浜空港内
郵便番号 649-2211
電話番号 0739-42-2348 (直通)
ファクシミリ番号 0739-42-3251
- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通
貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) この入札は、平成20年2月和歌山県議会において、平
成19年度2月補正予算案が議決されなかった場合は、中
止、延期又は変更をするものとする。